

よくある質問

- Q** 移住元に住民票を移していなかった期間があります。実際には住んでいたのに、在住期間として取り扱うことは可能でしょうか？
- A** 住民票を異動していなかった期間については、移住元の在住期間として含めることはできません。
- Q** 移住元で妊娠していたが、移住後に出産した場合に子育て加算の対象となりますか？
- A** 申請年度の4月1日時点で生まれている場合は、18歳未満の世帯員として算定可能です。この場合は、母子手帳の写しをご提出いただくことになります。
- Q** 移住元で婚約している方と移住をする予定だが、世帯として申請してよいでしょうか？
- A** 移住元から転出する時点で同一世帯であれば申請ができる可能性があります。この場合、同一世帯かの判断は住民票の除票などの提出により確認することになります。
- Q** 世帯に関する要件について、申請者以外の世帯員についても移住元に関する事項（通算5年以上東京23区内に在住等）を満たす必要はありますか？
- A** 申請者以外の世帯員については、移住元に関する事項を満たす必要はありません。ただし、移住元において同一世帯に属していた等の世帯に関する要件の確認は必要です。
- Q** 申請者が個人事業主で東京23区内の企業と業務契約を行っているが、移住後もテレワークで業務を継続する場合に申請は可能でしょうか？
- A** 東京23区内の企業との業務契約書の提出をもって申請できる可能性がありますが、補助対象となるかは書類等審査したうえとなりますのであらかじめご了承ください。
- Q** 単身で移住した後、一定期間経過して世帯を構成する家族が同じ住宅に移住した場合、世帯として申請できますか？
- A** 申請時に単身であれば、単身の金額、申請時に家族を含めて移住していれば世帯の金額で申請できます。この場合、先行して移住した単身者の転入後1年以内が申請期限となります。
- Q** 同一住所に居住する複数名で移住する場合は、世帯として申請可能ですか？
- A** 様々なケースがあるため、提出いただいた申請書類を元に、世帯として手続きが可能か市および県にて審査を行い判断いたします。

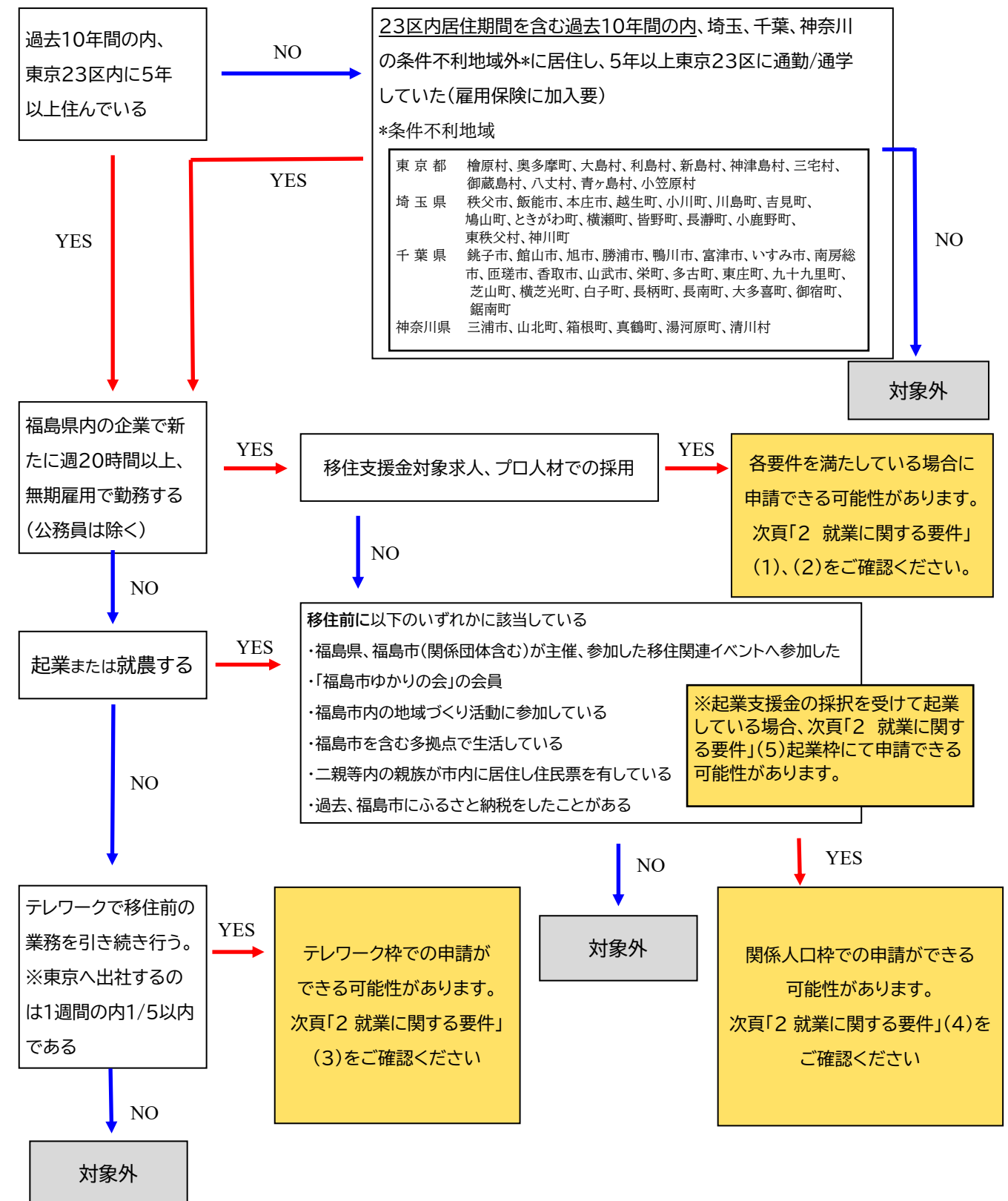
<お問合せ先> 福島市定住交流課
 電話：024-572-5451（平日8：30～17：15） Email：teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
 ※申請書類のご提出前にお答えできる内容には限りがあります。予めご了承ください。

福島市UIターン 移住支援金チェックリスト

移住支援金 対象要件確認フロー

▽▽必須要件▽▽

- ☐ 申請日が転入日(住民となった年月日)から1年以内である
- ☐ 転勤、出向、出張、研修での移住ではない
- ☐ 福島市に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している
- ☐ 直近の1年間、東京23区内に居住、もしくは23区内の企業等に通勤していた



福島市UIJターン移住支援金制度について

福島市では、市内への移住・定住の促進および中小企業における人手不足の解消のため、福島県と共同して、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県）から福島市に移住した方が、下記の要件を満たした場合に支援金を交付いたします。

移住支援金の額

転入時に単身世帯の場合は**60万円**

2人以上の世帯の場合は**100万円**

18歳未満の世帯員と一緒に移住する場合、

18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算

※ 同一世帯で複数人が申請することはできません。

申請期限 転入日（住民となった年月日）から1年以内

移住支援金の対象者（交付要件）

1 移住等に関する要件

次に掲げる(1)、(2)及び(3)に該当すること。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項に該当すること。

移住する直前の10年間のうち、A～ウを併せた期間が5年以上（うち、移住直前の1年間は連続していること） 必要です。

A 東京23区に居住していた期間

イ 東京圏^{※1}に居住し、東京23区内の企業等に通勤^{※2}していた期間

ウ 東京圏^{※1}に居住し、東京23区内の大学等に通学^{※3}した後、東京23区内の企業等に就職した場合の通学期間

※1 東京圏とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県のうち下記の市町村（条件不利地域）を除く地域のこと

東 京 都 檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼 玉 県 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千 葉 県 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

※2 通勤・就職とは、雇用保険の被保険者として東京23区内の企業等に通勤していたことをいいます。本社所在地が東京23区内であっても、実際の通勤先が東京23区外であった場合は、対象となりません。

※3 通学とは、東京23区内へ通学していたことをいいます。大学本部の所在地が東京23区内であっても、実際の通学先が東京23区外であった場合は対象となりません。

(2) 移住先に関する要件

福島市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する方でないこと。（世帯移住の場合、世帯員全員）
- ②日本人または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

2 就業に関する要件

次に掲げる(1)～(5)のいずれかに該当すること。

(1)移住支援金対象求人での就業^{※2}

- ・勤務地が東京圏^{※1}以外の地域であること
- ・週20時間以上の無期雇用契約であること
- ・5年以上継続して就業する意思があること
- ・新規の雇用であること（転勤、出向、出張、研修等ではないこと）
- ・3親等以内の親族が取締役等の経営を担う職に就いていない企業であること
- ・就業マッチングサイトに求人が公開された後に該当する求人に応募していること

※2 福島県就業マッチングサイト「『感謝!ふくしま』プロジェクト」に掲載されている移住支援金対象求人に応募し採用されること

<https://kando-fukushima.jp/>



(2)プロ人材^{※3}

- ・勤務地が東京圏^{※1}以外の地域であること
- ・週20時間以上の無期雇用契約であること
- ・5年以上継続して就業する意思があること
- ・新規の雇用であること（転勤、出向、出張、研修等ではないこと）
- ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトの参加等、離職を前提としないこと

※3 福島県プロフェッショナル人材戦略拠点などを通して就業すること
公益財団法人福島県産業振興センターホームページ
<https://www.utsukushima.net/support/human/professional.html>



(3)テレワーク

- ・自分の意思による移住であること（企業からの命令や転勤等でないこと）
- ・移住先を生活の本拠地とすること
- ・移住元での業務を移住先においても引き続き行うこと。かつ週20時間以上テレワーク勤務をすること
- ・所属先企業から移住者へ地方創生テレワーク交付金を活用した資金提供がないこと

(4)関係人口

- ・次に掲げる①のA～カのいずれかを満たす方で、かつ、②のA～ウのいずれかを満たす方で、福島市が本事業における関係人口と認める方。

① 関係人口の対象範囲 ※移住前に関係人口であることが要件

- A 福島県、福島市または福島市の関係団体が主催または参加した移住関連イベントに参加した方。
- イ 「福島市ゆかりの会」の会員



入会はこちらから→

ウ 福島市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している方。

エ 多拠点で生活しており福島市を拠点の一つとしている方。

オ 二親等内の親族が市内に居住し住民票を有する方。

カ 過去に本市にふるさと納税をしたことがある方。

② 就業要件等 ※公務員は対象となりません

A 福島県内の企業に就業し、かつ下記(a), (b), (c)の要件を全て満たすこと。

(a) 週20時間以上の無期雇用契約であること。

(b) 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(c) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく新規の雇用であること。

イ 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。

ウ 福島県内で農林業に就業していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。

(5)起業

- ・起業支援金の採択を受けて1年以内であり、転入後1年以内であること

申請手続きの詳細はこちら
(福島市ホームページ)



／福島市UIJターン移住支援金制度の必要書類はこちらです／

全員必要な書類

☐ 移住支援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)【エクセル】/【PDF】

☐ 福島県移住支援事業(移住支援金)に係る個人情報の取扱い(第1号様式の別紙1)【PDF】
※印刷した書類に手書きのうえ、スキャンまたは撮影し、画像データなどでご提出いただけます。

☐ 移住支援金の交付申請に関する誓約事項(第1号様式の別紙2)【PDF】
※印刷した書類に手書きのうえ、スキャンまたは撮影し、画像データなどでご提出いただけます。

☐ 身分証明書の写し(運転免許証などの写真付きの本人が確認できるもの)

☐ 移住元における在住の証明書類(戸籍の附票の写し、住民票の除票等で住所の履歴を確認いたします)
注1:婚姻等で転籍となっている場合は、婚姻前の戸籍の附票も必要となる場合がございます。
注2: **2人以上の世帯の場合は**、移住元(転入前)において同一世帯であったことが確認できることとして、
世帯主との続柄が確認できる**世帯全員分の住民票の除票**が必要になります。

☐ 移住支援金の振込先の写し

就業条件ごとに必要な書類

1. 就業(Fターンなどマッチングサイトまたは、プロフェッショナル人材事業に該当する方)

☐ 就業証明書(第2号様式の1) ※

2. テレワーク

- ☐ (企業から雇用されている場合)就業証明書(第2号様式の2) ※
- ☐ (個人事業主の場合)就業証明書(第2号様式の3) ※
- ☐ (個人事業主の場合)業務委託契約書などの業務状況が分かる書類

3. 関係人口かつ就業

- ☐ 関係人口である旨の申出書(参考様式) ※
- ☐ 就業証明書(第2号様式の3) ※

4. 関係人口かつ起業

- ☐ 関係人口である旨の申出書(参考様式) ※
- ☐ 個人事業開業を確認できる書類(開業届など)

5. 関係人口かつ就農

- ☐ 関係人口である旨の申出書(参考様式) ※
- ☐ 就農したことを確認できる書類(または、将来的な就農を目指して農業研修を受講していることがわかる書類)

6. 起業(地域課題解決型起業支援金補助金)

☐ 起業支援金交付決定書の写し 「※」がある書類はホームページから指定の様式をダウンロードいただけます

【該当者のみ】必要な書類

【東京23区外に在住し、23区内に**通勤**していた雇用保険の被保険者として雇用されていた方】
(その期間を参入する必要がある場合)

- ☐ 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
※「テレワークにより就業」の場合は在籍証明書での対応となります。
- ☐ 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(離職票等)
(確認させていただく情報)
氏名、入社年月日、退職年月日、雇用保険被保険者期間、就業期間(勤務場所・通勤先)、就業先の名称及び代表者職氏名、就業先本社(本店)の所在地

【東京23区外に在住し、23区内において**就学**していた】(その期間を参入する必要がある場合)

- ☐ 移住元で就学していた大学等の卒業証明書等
※通学していた方については、併せて23区内の移住元で就労していたこと等の証明が必要です。

【法人経営者または個人事業主であった方】

- ☐ 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類